

「富山県自転車活用推進条例」の一部改正（案）概要について

国土交通省より標準条例が示されており、標準条例に準じた改正を予定。

対象	現行	改正後（※国交省標準条例に準じたもの）
自転車を利用する者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	自転車を利用する者（未成年者を除く）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
未成年者を監護する保護者	—	監護する未成年者の自転車の利用に係る、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
自転車貸付業者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	貸付けの用に供する自転車の利用に係る、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
	—	レンタサイクルの借受人に対し、レンタサイクルの利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。
業務において自転車を利用する事業者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	業務において利用する自転車に係る、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
自転車小売業者	自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する啓発及び情報の提供に努めるものとする。	自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 また、加入を確認できないときは、自転車損害賠償保険等の情報を提供するよう努めなければならない。
事業者	—	従業員のうち、通常の通勤方法として自転車を利用する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 また、加入を確認できないときは、自転車損害賠償保険等の情報を提供するよう努めなければならない。
学校の長	—	自転車を利用する学生等並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等の情報を提供するよう努めなければならない。
県	市町村、関係団体等と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	（同左）